２　法第三条第一項の認定の申請をした事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の長は、同条第五項（法第五条第三項及び法第六条第五項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、都道府県知事に意見を述べるときは、あらかじめ、次に掲げる者の意見を聴くものとする。

一　当該事業協同組合に係る関係事業者団体（法第三条第三項第四号に規定する関係事業者団体をいう。）

二　当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域において業務を行うシルバー人材センター（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第二項に規定するシルバー人材センターをいう。）

三　当該事業協同組合が労働者派遣事業を行おうとするものである場合にあっては、当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の区域において労働者派遣事業を営む事業者を代表する者

３　法第三条第二項第六号の総務省令で定める事項は、当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲とする。

（認定の公示）

第二条　法第三条第六項の総務省令で定める事項は、当該事業協同組合がその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲及び法第七条の規定により付された条件とする。

（軽微な変更）

第三条　法第五条第一項の総務省令で定める軽微な変更は、当該事業協同組合の地区又は第一条第三項の地域の名称の変更に伴う変更とする。

（変更の認定の申請手続）

第四条　法第五条第二項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一　定款

二　事業計画及び収支予算

三　その他都道府県知事が必要と認める書類

（変更の届出）

第五条　特定地域づくり事業協同組合（法第二条第三項に規定する特定地域づくり事業協同組合をいう。以下同じ。）は、法第五条第五項の規定による届出のうち、労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る変更の届出を行う場合には、当該新設する事務所に係る第一条第一項第四号及び第六号イからへまでに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任したときは、同項第六号ロに掲げる書類のうち履歴書及び受講証明書（選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写し、履歴書及び受講証明書）を添付することを要しない。

２　特定地域づくり事業協同組合は、法第五条第五項の規定による届出のうち、労働者派遣事業を行う事務所の新設に係る変更の届出以外の届出を行う場合には、第一条第一項に規定する書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

（変更の届出の公示）

第六条　法第五条第六項の総務省令で定める事項は、当該変更に係る事項とする。

（廃止の届出）

第七条　法第八条の規定による届出をしようとする特定地域づくり事業協同組合は、当該特定地域づくり事業（法第二条第四項に規定する特定地域づくり事業をいう。）を廃止しようとする日の三十日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（事業計画等）

第八条　法第十一条第一項の事業計画及び収支予算の提出期限は、毎事業年度における事業年度の開始の日の前日とする。ただし、法第三条第一項の規定による認定を受けた日の属する事業年度においては、この限りでない。

２　特定地域づくり事業協同組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面並びに当該変更後の事業計画又は収支予算を都道府県知事に提出するものとする。

（事業報告書等）

第九条　法第十一条第二項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

一　事業報告書　毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の六月三十日

二　収支決算書　毎事業年度経過後三月が経過する日

２　前項の収支決算書については、貸借対照表及び損益計算書をもって代えることができる。

附　則

この省令は、令和二年六月四日から施行する。

○文部科学省令第五号

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）第一条第四号、第六号、第八号、第十号、第十二号、第十四号、第十六号及び第十八号の規定に基づき、義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月二十四日　　文部科学大臣　萩生田光一

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則の一部を改正する省令

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令施行規則（平成十六年文部科学省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第二から別表第七までを次のように改める。

別表第一（第二条第一項第一号及び第二項第一号関係）

経験年数	月額
	円
8年未満	283,300
8年以上	294,100
9年以上	300,200
10年以上	311,200
11年以上	320,800
12年以上	332,200
13年以上	339,900
14年以上	348,000
15年以上	355,800
16年以上	363,000
17年以上	369,500
18年以上	375,900
19年以上	381,900
20年以上	387,200
9年未満	
10年未満	
11年未満	
12年未満	
13年未満	
14年未満	
15年未満	
16年未満	
17年未満	
18年未満	
19年未満	
20年未満	
21年未満	